破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６７５号
宮城県岩沼市土ケ崎４丁目１番17号
債務者　笹　　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
岡山市北区厚生町１丁目11番２号、旧住所岡山市北区厚生町１丁目５番17―404号
債務者　原　浩太郎
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻岡　正義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
岡山市北区野殿東町９番６号
債務者　森　　伸一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武政　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１１号
広島市南区東雲１丁目10―13―203、住民票上の住所広島市東区馬木７丁目2369番地１
債務者　古川工務店こと　船川　義廣
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４３号
広島県安芸郡海田町南幸町12番７―101号
債務者　柴本　和幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　喜久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４８号
広島市中区江波東１丁目12番35―103号
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７号
福岡県久留米市津福本町364番地５　コーポエンゼル202号
債務者　江渕　武弘
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１２号
福岡県久留米市国分町995番地９
債務者　上田千代子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１３号
福岡県久留米市国分町995番地９
債務者　上田　興一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３９６号
神戸市須磨区天神町２丁目２番３号
債務者　日髙　康仁
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６７号
高知市東秦泉寺284番地
債務者　久保　純子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６８号
高知市東秦泉寺284番地
債務者　久保　進介
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１３号
福島県岩瀬郡鏡石町前山81番地３　ポポロⅢＡ101号室、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町前山223番地
債務者　柳　美貴子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
静岡県沼津市今沢169番地　ＰＯＴＯＨＵＳＵｅ302号、前住所静岡県沼津市上土町100番地の１　ナティ沼津705
債務者　湯山　和夫
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４２１９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番４号
債務者　ダイムこと　高屋　陽二
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　徳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３号
埼玉県入間市上小谷田１丁目３番　１―505号
債務者　奥寺　　寛
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７０１号
名古屋市千種区高見１丁目11番１号
債務者　金田亜貴子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部